

令和6年度 第1回江南市中小企業振興会議 次第

日時：令和6年8月9日（金）

午後2時から

場所：江南市役所 第3委員会室

1. あいさつ

2. 議題

(1) 協議事項について

- ① 江南市中小企業振興補助金の改正（案）について【資料1】
- ② （仮称）江南市就業者奨学金返還支援補助金について【資料2】
- ③ 企業紹介冊子第2版の掲載企業と今後の方針等について【資料3】
- ④ 事業承継 個別相談会について【資料4】

(2) 今後の中小企業振興施策について（意見交換）

3. その他



江南市商工観光課
メールアドレス
shoko@city.konan.lg.jp

江南市中小企業振興補助金の改正（案）について

1. 概要

江南市中小企業振興基本条例で掲げる施策の基本方針に基づき、中小企業者が実施する事業に対して補助金を交付する。

2. 補助対象者

市内に事務所または事業所を有する中小企業者

3. 補助対象経費

変更前：就職説明会への参加費

※説明会の主催者へ直接支払う経費に限る

変更後：就職説明会への参加費

※説明会の主催者へ直接支払う経費に限る

求人サイト、求人広告（紙、電子）への掲載料（追加）

求人チラシ・ポスターなどの作成委託料（追加）

4. 補助率

補助対象経費の2分の1（限度額5万円）

5. 改正予定時期

令和6年12月頃

6. 今後の見通し

市や商工会議所の広報等への掲載、チラシを作成し各金融機関等へ情報提供を行うことで制度改正の周知をする。

(仮称) 江南市就業者奨学金返還支援補助金について

1 事業内容

働きやすいまちづくりへの環境整備を推進し、市内企業等における人材確保及び市内への移住・定住の促進に資するため、大学等を卒業後に市内企業等に就職する者で、市内に定住し、奨学金の返還を行う者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助する。

2 交付対象者

以下の全てに該当する者

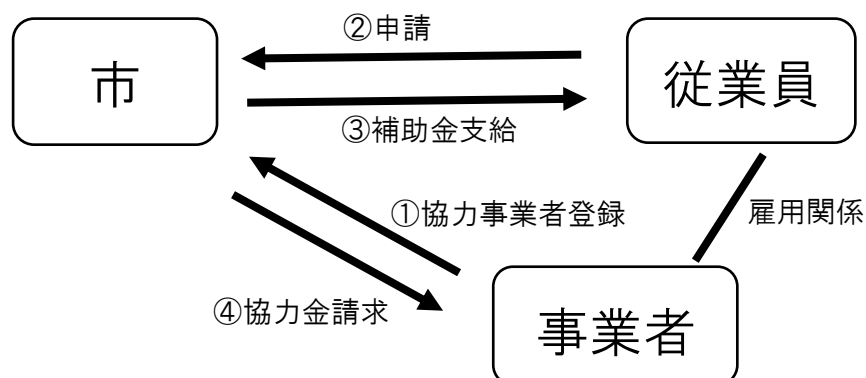
- (1) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である者
- (2) 初回申請時、大学卒業から起算して満5年を経過しない者
- (3) 交付初年度に年齢が満30歳以下である者
- (4) 本市に住民登録があり、引き続き3年以上本市に居住する意思のある者
- (5) 市内企業等に正規雇用された者
- (6) 返還すべき奨学金を滞納していない者
- (7) 市税を滞納していない者

3 補助額

奨学金を返還した額に2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)
年度中12万円を限度とし、最大3回まで申請可とする。

4 支給の方法

奨学金の返還を行う従業員本人に対して市と登録事業者が協力して返還を支援する。
市は本人へ補助金を全額支給し、事業者は市に対して負担分を支払う。



企業紹介冊子第2版の掲載企業と今後の方針等について

1. 掲載企業

市内に事務所または事業所（業種、規模は問わない）を有し、市長が適当と認めた企業者

2. 掲載内容

専用フォーマットにて記載いただいた、企業名、事業内容、代表者名、事業所住所、公式HP、会社PR・特徴、連絡先、写真データの情報を無料で掲載

3. 改訂内容

発行、配布時期	令和6年8月発行、配布
掲載企業	51社
配布先 (冊子、チラシ)	市各施設、市内各中学校、高等学校、各金融機関、商工会議所、ハローワーク等

※参考

初版 令和5年6月発行、7月配布 34社掲載

4. 今後の予定

スケジュール

令和6年12月頃 新規掲載企業の募集

令和7年3月末頃 募集締め切り

4月～ 審査及び掲載内容校正等

6～7月頃 第3版発行

掲載企業の募集・周知方法

- ・ 江南市ホームページ掲載
- ・ 広報こうなんへの掲載
- ・ 生活イベント情報メール及び江南市公式LINEによる配信
- ・ こうなん商工会議所ニュース、メルマガへ掲載
- ・ 市役所、商工会議所及び金融機関各支店窓口へチラシ設置

事業承継 個別相談会について

1. 募集方法

市広報、こうなん商工会議所ニュースへの掲載による公募や、市内事業所を対象として実施した景況調査において参加意向の企業を募集した。

2. 参加企業

2社

3. 実施日

令和6年7月29日（月）①午前10時～ ②午前11時30分～

4. 開催場所

江南市防災センター2階 研修室2

5. 相談内容等

相談内容	支援内容	参加事業者の感想
従業員等への承継	事業を譲渡する上で譲渡先に対して承継の意思の確認を取ることや、現在の経営状況などについての理解を得ることなどの助言があった。今後、譲渡先への専門的な説明の援助など必要に応じて支援していく。	重点をどこに置いたら良いのかわかった。今後もセンターをぜひ利用したい。
親族内への承継	親族承継を行うにあたって課題となる経営の承継（代表者変更登記）と所有の承継（株式移転）についての助言があった。今後、その課題などを解決していくため、事業承継の計画の策定を支援していく。	少しではあるが不安が解消された。

6. 今後について

今後、年2回程度開催を行う予定で、次回は今年度の冬に実施する。